

佐賀県規則第15号

佐賀県総合福祉センター管理規則及び佐賀県立地域生活リハビリセンター管理規則の一部を改正する規則

(佐賀県総合福祉センター管理規則の一部改正)

第1条 佐賀県総合福祉センター管理規則(昭和58年佐賀県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 福祉センターに次の課を置く。</p> <p>略</p> <p><u>相談課</u></p> <p>判定課</p> <p>略</p> <p><u>2 障害者支援課に機能回復訓練室を置く。</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p><u>相談課</u></p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 福祉センターに次の課を置く。</p> <p>略</p> <p><u>相談第一課</u></p> <p><u>相談第二課</u></p> <p>判定課</p> <p>略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 課の分掌事務は、次のとおりとする。<u>この場合において、相談第一課の分掌事務のうち第1号から第7号までに掲げるものの所管区域及び判定課の分掌事務のうち第1号及び第2号に掲げるものの所管区域は唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡以外の県内全域とし、相談第二課の分掌事務のうち第1号から第3号までに掲げるものの所管区域は唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡の区域とする。</u></p> <p>総務課 略</p> <p><u>相談第一課</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項に規定する福祉に関する事務所、警察署、家庭裁判所、保護観察所、少年鑑</u></p>

改正前	改正後
<p>(7)・(8) 略</p> <p>(9) <u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項に規定する福祉に関する事務所、警察署、家庭裁判所、保護観察所、少年鑑別所その他の関係機関、施設等との連絡に関すること。</u></p> <p>判定課～保護課 略 地域生活リハビリ課</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第16項に規定する特定相談支援事業及び同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを行い、並びにこれらに付随して必要な助言等を行うこと。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 <u>機能回復訓練室の分掌事務は、身体障害者の機能回復訓練及び技術指導に関することとする。</u></p> <p>（職制）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 課に課長を、室に室長を置く。</p> <p>3 略</p>	<p><u>別所その他の関係機関、施設等との連絡に関すること。</u></p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>相談第二課</p> <p>(1) <u>相談第一課の分掌事務のうち第1号から第7号までに掲げるもの</u></p> <p>(2) <u>児童の医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定指導を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>児童心理及び精神保健に係る知識の啓発普及に関すること。</u></p> <p>(4) <u>北部児童相談所の開設に関すること。</u></p> <p>判定課～保護課 略 地域生活リハビリ課</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第18項に規定する特定相談支援事業及び同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを行い、並びにこれらに付随して必要な助言等を行うこと。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>（職制）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 課に課長を置く。</p> <p>3 略</p>

改正前	改正後
<p>4 相談課に児童福祉司を、障害者支援課に身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司を置く。</p> <p>5 略 (職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 室長は、上司の命を受けてその室の事務を掌理する。</u></p> <p><u>5～7</u> 略</p>	<p>4 <u>相談第一課及び相談第二課</u>に児童福祉司を、障害者支援課に身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司を置く。</p> <p>5 略 (職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>4～6</u> 略</p>

(佐賀県立地域生活リハビリセンター管理規則の一部改正)

第2条 佐賀県立地域生活リハビリセンター管理規則(平成23年佐賀県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(利用者及び利用定員)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>法第5条第16項</u>に規定する特定相談支援事業を受けることができる者は、条例第1条の2に規定する者で法第51条の17第1項に規定する計画相談支援事業対象障害者等とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(利用者及び利用定員)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>法第5条第18項</u>に規定する特定相談支援事業を受けることができる者は、条例第1条の2に規定する者で法第51条の17第1項に規定する計画相談支援事業対象障害者等とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。